

## 現在開発中の会計基準に関する今後の計画

平成 29 年 7 月 20 日現在において、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、当委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、平成 28 年 8 月 12 日に公表した中期運営方針を参照いただきたい<sup>1</sup>。

### 1. 日本基準

#### 1. 開発中の会計基準

##### 収益認識に関する会計基準

（主な内容）

平成 26 年 5 月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic 606）が公表されたことを踏まえ、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

平成 29 年 7 月 20 日に、企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（コメント期限：平成 29 年 10 月 20 日）を公表している。

#### 2. 開発中の指針（実務上の取扱いを含む。）

##### (1) 税効果会計に関する指針

（主な内容）

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針等に移管することを目的として検討を行っている。

このうち、繰延税金資産の回収可能性については、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準

---

<sup>1</sup> 中期運営方針については、ASBJ のウェブサイト  
([https://www.asb.or.jp/project/middle\\_plan.html](https://www.asb.or.jp/project/middle_plan.html)) を参照のこと。

適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表した<sup>2</sup>。また、税効果会計に適用する税率の取扱いについては、平成 28 年 3 月 14 日に企業会計基準適用指針第 27 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表し、当期税金に関する取扱いについては、平成 29 年 3 月 16 日に企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」を公表した。

( 検討状況及び今後の計画 )

平成 29 年 6 月 6 日に、企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等(コメント期限：平成 29 年 8 月 7 日)を公表している。

## (2) 一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針

( 主な内容 )

米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引(ASR: Accelerated Share Repurchase)について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討を行っている。

( 検討状況及び今後の計画 )

平成 27 年 1 月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

## (3) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理に関する指針

( 主な内容 )

権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討を行っている。

( 検討状況及び今後の計画 )

平成 29 年 5 月 10 日に、実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等を公表し、平成 29 年 7 月 10 日にコメントを締め切り、現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討している。最終基準化の目標時期は定めていない。

---

<sup>2</sup> 同適用指針は、平成 28 年 3 月 28 日に改正を行っている。

#### **(4) 実務対応報告第 18 号の見直し**

(主な内容)

実務対応報告第 18 号について、在外子会社等が国際財務報告基準 (IFRS) 等に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討を行っている<sup>3</sup>。

(検討状況及び今後の計画)

修正項目の見直しの検討に関しては、IFRS 第 9 号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理、及び米国会計基準の会計基準更新書第 2016-01 号「金融商品-総論(サブトピック 825-10): 金融資産及び金融負債に関する認識及び測定」における、株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理を中心に検討を行っている。現在、これらを修正項目とする場合の実務対応の可否等を検討中である。公開草案の公表の目標時期は定めていない。

#### **(5) マイナス金利に関連する会計上の論点への対応**

(主な内容)

マイナス金利に関連する会計上の論点のうち、退職給付債務の計算における割引率について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討を行っている。

平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度の取扱いに関しては、平成 29 年 3 月 29 日に、実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表した。

(検討状況及び今後の計画)

平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、平成 29 年 12 月までに最終基準化することを目標として検討を行っている。

#### **(6) 仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する指針**

(主な内容)

仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点、及び会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性がある点を踏まえ、仮想通貨交換

---

<sup>3</sup> 実務対応報告第 24 号も同様に検討を行っている。

業者及び仮想通貨の利用者における仮想通貨に係る会計上の取扱いについて検討を行っている。

(今後の計画)

平成 29 年 9 月頃に公開草案を公表することを目標として検討を行っている。

### 3. 今後、開発予定の会計基準又は指針(実務上の取扱いを含む。)

#### (1) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

(主な内容)

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討することを予定している。

(今後の計画)

開発の目標時期は特に定めていない。

#### (2) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討することを予定している。

(今後の計画)

開発の目標時期は特に定めていない。

### 4. その他の日本基準の開発に関する事項(適用後レビュー)

#### 開示に関する適用後レビューの実施

(主な内容)

当委員会が開発する会計基準の適正手続(デュー・プロセス)は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。

当委員会は、適用後レビューの計画の策定にあたり、平成 29 年 1 月 12 日に、「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」を公表し、平成 29 年 6 月 22 日に、「適用後レビューの計画策定に係る意見募集文書に寄せられたコメントへの対応の取りまとめ」を公表している。

当該取りまとめの文書では、今後、開示に関する適用後レビューを実施する方向性で、詳細な計画を策定することを記載している。

(今後の計画)

開示に関する適用後レビューの詳細な計画を策定し、適正手続監督委員会に報告する。その後、適用後レビューを実施する。目標時期は特に定めていない。

## II. 修正国際基準

(主な内容)

修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)は、IASBにより公表された会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という。)についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

(検討状況及び今後の計画)

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」等に関するエンドースメント手続を実施し、平成29年6月20日に修正国際基準公開草案第4号「『修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の改正案」(コメント期限:平成29年8月21日)を公表している。

また、IFRS第9号「金融商品」(2014年)に関するエンドースメント手続を平成29年5月から開始しており、IFRS第16号「リース」に関するエンドースメント手続についても本年内に開始する予定である。

以 上